

統合社会契約論について考える（上）

宮 坂 純 一

- 1 解題
- 2 規範的なビジネス・エシックスの検討
 - 2-1 ストックホルダー・セオリーへの批判
 - 2-2 ステイクホルダー・セオリーへの批判
 - 2-3 「コミュニティとしての企業」論への批判
- 3 統合社会契約論の評価
 - 3-1 社会契約論への批判(以上本号)
 - 3-2 統合社会契約論に対する批判と Donaldson & Dunfee の反批判(以下次号)
- 4 統合社会契約論の積極的意義
 - 4-1 ハイパー規範概念とモラル・フリー・スペース概念の導入
 - 4-2 コミュニタリアニズムへの共感
 - 4-2-1 ステイクホルダー・セオリーとの関連
 - 4-2-2 「コミュニティとしての企業」論との関連

1 解 題

ビジネス・エシックスは、それが何らかの道徳（規範）を前提にしている、といえるならば、その意味ではすべてが規範論であるが、特に、「規範的」という形容詞を冠して、規範的なビジネス・エシックスとして知られている理論がある。例えば、ステイクホルダー・セオリー、社会契約論的アプローチ、「コミュニティ・ベースの企業」論、ストックホルダー・セオリー、がそれである。

規範的なビジネス・エシックスは、誰にとって、いかなる意味で、望ましいのか、という点でお互いに見解を異にすることがあるが、一方で、「望ましい」ビジネスのあり方を提起しその方途を論じるという点では同一の性格を有している。このような「新しい」規範的なビジネス・エシックスが出現しそれなりに「市民権」を獲得してきたのはそれまでの価値観や基準が「崩壊」したためである。典型的な例を挙げるならば、19-20世紀を支配してきた（全体としての結果を重視する）功利主義的発想の「正当性」が疑問視され、それに代わって「公正」「フェアネス」等々の視点から正義のあり方が新たに問われている。

我々が注目しているのは、規範的なビジネス・エシックスとしての「統合」社会契約論である。これは、ステイクホルダー・セオリー、社会契約論、コミュニティ・ベースの企業論を内

包しているだけでなく、実証主義的な発想も加味されているという意味で、「特異な」理論（発想）である。

統合社会契約論は、T. Donaldson & T. Dunfee によって、1994年に提唱された「新しい」社会契約論⁽¹⁾である。統合社会契約論は多元主義の立場に立つ。このことは、統合社会契約論が単なる相対主義でもなくまた普遍主義でもないことを意味している。

統合社会契約論が「統合」という形容詞を冠しているのは、それがマクロの社会契約とミクロの社会契約という2種類の社会契約を「組み合わせ」て構築されているからである。

マクロの社会契約とは人々の社会的相互作用の客観的で基礎的な基準を意味し、あるコミュニティの理性的なメンバーの間の（現実には存在しないかもしれないが、暗黙のうちに存在していると仮定されている hypothetical）取り決めに言及する場合に使われる概念である。たとえば、「政府は国民の権利を尊重する」というような J. Locke の「思想」はそのようなマクロの社会契約の内容を象徴的に示すものとして知られている。

一方、ミクロの社会契約とはあるコミュニティ内部の（仮定上のものではない non-hypothetical）現実に存在する（したがって、インフォーマルなこともある）取り決めに言及する場合に使われる概念である。

Donaldson & Dunfee によれば、社会契約をこのように理解することによって、伝統的な社会契約（すなわち、マクロの社会契約）の欠点であった曖昧さ（vagueness）が克服されることになる。例えば、前述のように、Locke に倣って、「政府は市民の財産権を尊重すべきである」と述べることは正しいであろう。しかし、政府はいかにしてそれを尊重すべきなのであるか？ マクロの社会契約論は、必要であるにもかかわらず詳細な部分を除外・省略している為、この種の問いには答えられないのであり、ここに、マクロの社会契約が省略・無視してきたことを「埋める」ものが必要になってくる。ミクロの社会契約がそれである。マクロの社会契約とミクロの社会契約を「統合」することによって、ヨリきめ細やかな倫理的分析が可能になるのである。

このことは、言葉を換えて言えば、統合社会契約論では、マクロ社会契約の「限界」を補うものとして、ミクロ社会契約が重要視されていることを意味している。「経済コミュニティにみられるモラル上の多様性を認めかつそれらを、一定の限定付きだとしても、尊重しよう」とする「発想」がそれであり、まさにこのこと（コミュニティ・レベルの規範の多様性に寛大であること）が「統合」社会契約論を伝統的な社会契約論や他のモラル理論から区別する「分水嶺」

(1) T. Donaldson and T. W. Dunfee, Toward a Unified Conception of Business Ethics: Integrative Social Contract Theory, *Academy of Management Review*, 19-2, 1994. 統合社会契約論については、宮坂純一『ビジネス倫理学の展開』晃洋書房、1999年と宮坂純一『ステイクホルダー・マネジメント——現代企業とビジネス・エシックス』晃洋書房、2000年でも紹介したことがある。

となっている。そのことを象徴的に示している概念が「モラル・フリー・スペース」である。

モラル・フリー・スペースとは、一定の制約のもとで、当該コミュニティが「正しい」行動に関する共同体的としての見解（⇒倫理規範）を展開させるエリアのことであり、そのような規範が「ホンモノの（authentic）」規範と呼ばれるものである。

個々のコミュニティが自分たちがビジネスを展開する場合に遵守すべきモラルリティの重要な側面を自己決定することは正しいし適切である——これが「モラル・フリー・スペース」に込められた意味である。ここには、明示的な契約や法律そして成文化された規則は確かに倫理的ガイドラインの「源泉」であるが、それだけでなく、人々の間の黙示的な協約を介してインフォーマルに発達した倫理的規則が当該コミュニティ内部の相互関係を規制している、との認識がある。そしてこのような規則がコミュニティ内部でコンセンサスを得ると、それはホンモノの規範と呼ばれる存在となる。ホンモノのという形容詞は、いかなる行動がそのコミュニティでは倫理的なのか、という「倫理」基準に関するコミュニティ・レベルの合意を表現するために用いられる用語であり、「ある一定のコミュニティのメンバーたちの総体的な態度と行動を反映している」のがホンモノの規範である。

ホンモノの規範とはコミュニティのモラル・フリー・スペース内部でうみだされた規範であるが、コミュニティのモラル・フリー・スペース内部でうみだされたものがすべて「ホンモノの」規範であるわけではない。とすれば、どのような「取り決め」が「ホンモノの」規範と見なされるのであろうか。

ある「取り決め」が「ホンモノの」規範と見なされるにはある種の「特別な」条件をクリアすることが要求される。これは極めて微妙な問題であるが、例えば、当該コミュニティの多くの人が存在しコトバで表現できると信じている事柄であること、公式な専門職綱領に含まれていること、企業の倫理綱領（行動基準）に含まれていること、常日頃からメディアにおいて当該コミュニティの倫理基準としてリストアップされていること、企業の経営者たちが常日頃から倫理基準として言及していること、権威ある世論調査で基準として認められてきていること、を指摘することができる。

別の表現で言い換えると、ホンモノの規範はなんらかの既存の規範を意識的にあるいは無意識的に参考にするなかで淘汰され洗練化されて独自の規範として確立していくものなのである。ヨリ率直に言えば、最初は「借り物」から出発して徐々にホンモノになるということである。

このように統合社会契約論ではコミュニティの独自性が認められているが、同時にそのモラル・フリー・スペース、言葉を換えれば、コミュニティのコンセンサスが、ユニバーサルな原則によって制約を受けていることが重要視されている。

人的交流をはじめとするさまざまな交流が小さなあるいは狭い範囲のコミュニティ内部だけで終始するという時代が過ぎ去った現代では、当該コミュニティだけのコンセンサスに支えられた規範に限界があることは当然のことである。このことは国境を越えて経済活動が展開され

ている現在の経済活動を考えれば容易に納得できることであり、コミュニティ・ベースのホンモノの規範はそのままでは「本当の」規範となり得ないのである。

ホンモノの規範が現実には「ホンモノの」規範へと転化するためのフィルター役割を果たすのがいわゆるユニバーサルな原則であり、そのようなユニバーサルな原則が、統合社会契約論では、ハイパー規範と呼ばれている。

そして実践的には、このハイパー規範が重要な意義を持つことになり、どのような規範をビジネス活動に適用すべきか、がビジネス・エシックス的にも大きな課題となる。適用すべきハイパー規範が決まることによって、多様なコミュニティ・ベースの「ホンモノの」規範のなかから然るべき規範が淘汰されて残り、言葉を換えて言えば、ハイパー規範とホンモノの規範の相互作用の結果として、いわば（ステイクホルダー社会のなかで存在するステイクホルダー企業に適用できる）「真の」現実的な規範（⇒統合規範）が判明するのである。

本稿では、統合社会契約論の内容をとりあえず上記のように整理したうえで、統合社会契約論のビジネス・エシックスに対する貢献そしてその意義を改めて検討することにしたい。

2 規範的なビジネス・エシックスの検討

2-1 ストックホルダー・セオリーへの批判

現在、統合社会契約論を含めていくつかの理論が規範的なビジネス・エシックスとして位置づけられている。統合社会契約論がどのように評価されているのかを検討する前に、規範的なビジネス・エシックスの現状を、それに対する批判を中心として、確認することにする。ここで取り上げる理論は、ストックホルダー・セオリー、ステイクホルダー・セオリー、「コミュニティとしての企業」論、である。

ストックホルダー・セオリーはさまざまに表現されるであろうが、例えば、それはつぎのような見解に代表されている。「ビジネスは、ストックホルダー（株主）というグループが特殊な目的を実現するために利用されるように経営者という別のグループに資本を融通し、そのような投機に対して株主は所有者としての報酬を受け取る、という単なる取り決めにすぎないものである……。経営者はストックホルダーの代理人として行動し、融通されたマネーを管理する権限を与えられているが、それはストックホルダーの意向に沿って行動するという『代理人関係』に制約されている⁽²⁾」。このような解釈からもわかるように、経営者はあたかもストックホルダーの代理人であるかのように行動することを倫理的に義務づけられている、という視点があること——これが「規範論的なストックホルダー・セオリー」の生命線である⁽³⁾。

ストックホルダー・セオリーは、M. Freedman の名前がすぐにあげられることが示している

(2) J. Hasnas, "The Normative Theories of Business Ethics: A Guide for the Perplexed", *Business Ethics Quarterly*, 8(1), 1998, p. 21.

(3) Hasnas, *op. cit.*, 36.

ように、自由至上主義を信奉する功利主義的発想に支持されているが、今日のビジネス・エシックスの流れのなかでは批判の対象となっている。そのような批判として、それは時代遅れの遺物である、という批判以外にも、つぎのようなものがある。⁽⁴⁾

1) ストックホルダー・セオリーは近視眼的な社会的責任論である。

この種の批判の事例として挙げられるのが T. Donaldson であり、彼は、フリードマン流の社会的責任論を「道徳的に残酷な結果をもたらすネアンデルタール人の企業版 (Corporate Neanderthalism)」として命名している。⁽⁵⁾

2) ストックホルダー・セオリーは理論的に愚かであるだけでなく実践的にも危険である。

このような批判を展開しているのは、例えば、R. Solomon である。彼によれば、ストックホルダー・セオリーの前提には、個性、性別、文化、政治的意見、将来への希望、等々を捨象された、モンスター、ホモ・エコノミックスという真空の風刺マンガ (caricature) のような経営者が存在し、そのイメージがそのまま株主や投資家に投影されている。しかしそのような自分の利益の最大化だけを考えている投資家は存在するのであろうか。Solomon の現状認識では、それはあり得ることであるが、現代では短期的な利益のみを追求している経営者は good な存在ではなくなっているし、彼らが「義務を負っている」投資家も短期的な投資家ではなくなっているの⁽⁶⁾である。

このような批判があるが、株主主権は資本主義の本性に沿ったものであり、これが「望ましい」あり方である、とのアイディアは依然として根強くいまだに支持されている。例えば J. Hasnas もそのようなひとりである。⁽⁷⁾

ストックホルダー・セオリーは資本主義企業の本質的側面である「個別資本としての存在」に照応するものであり、究極的には現在でも企業があり方がそこに収斂することを考えると、それは、その意味では、「正しい」理論である。

本稿でもそのことを否定するつもりはないが、現代企業がそれだけでは組織として存続し得なくなっていることも「事実として」認識すべきであろう。企業は社会的存在であることも求められているのである。投資家の意識が変わってきていることはそのような現実を示すものであり、現代では、企業を「個別資本としての存在」と「社会的存在」の矛盾的統一として把握すること (と同時にその矛盾が益々深まっているとの認識) が益々重要な意味を持ってき

(4) Hasnas, *op. cit.*, 23.

(5) T. Donaldson, *The Ethics of International Business*, Oxford University Press, 1989, p. 45.

(6) R. Solomon, *It's Good Business: Ethics and Free Enterprise for the New Millennium*, Rowman & Littlefield Publishers, Inc., 1997. p. 217.

R. C. Solomon. *Ethics and Excellence; Corporate Action and integrity in Business*, Oxford University Press, 1993, p. 45.

(7) 「ストックホルダー・セオリーは時代遅れでもないし欠陥があるわけでもない」。(Hasnas, *op. cit.*, 19.)

ている。

2-2 ステイクホルダー・セオリーへの批判

ストックホルダー・セオリーとは異なり、企業は、株主だけではなく、企業活動の影響を受けるすべてのものの便益のために管理されるべきである、と主張するのがステイクホルダー・セオリーである。それによれば、経営者は株主だけでなくすべてのステイクホルダーズに対して受託義務を負っている。このような理論的特徴は、それを提唱した W. Evan & R. Freeman によって公式化されたつぎのような2つの原則に典型的に示されている。

- 1) 会社の正当性の原則。会社はそのすべてのステイクホルダーの便益の為に管理されるべきであり、それらのステイクホルダーズ（顧客、供給業者、所有者、従業員、ローカル・コミュニティ）は彼らに重大な影響を及ぼす決定に参加すべきである。
- 2) ステイクホルダー受託原則。経営者には、個々のグループの長期的な利益 (stake) を護るという点で、統一体としての会社のステイクホルダーズに対して受託義務がある。⁽⁸⁾

このようなステイクホルダー・セオリーに対してはすでにいくつかの批判が投げかけられている。それらのなかで最も直接的な批判は「代理人理論」からの批判である。⁽⁹⁾ 代理人理論によれば、代理人は本人の指図を遂行する道徳的義務を有している。誰でも自由に会社を設立することができる。そしてそのようなリスクを請け負うことを決心した人々（株主）はビジネスへの投資というリスクを負わないことを選択した代理人に自らの指示を遂行させなければならないのである。

この代理人理論の立場に立つと、ステイクホルダー・セオリーの問題点がつぎのように指摘されることになる。ステイクホルダー・セオリーによれば、現代の企業構造は個々のステイクホルダーの自己決定権を侵害していることになるが、それは「間違っている」、と。会社はステイクホルダーの自己決定権を侵害するものでないのだ。確かに会社を設立したり投資したりすることを選択するステイクホルダーと他の何かをすることを選択するステイクホルダーが存在することになるが、それは自己決定の結果なのである。もし株主とならなかった人々が株主となることを望んだのであれば、彼らはそうしたであろう。彼らがそうすることを望まなかったということは、彼らは株主となった人々の指示を遂行することを選択したことになるのだ。いずれの場合にも、自己決定権の原則が遵守されている。したがって、ステイクホルダー・セオリーの主張は会社を設立するときになされた自由な選択を無視していることになるのである。

(8) W. Evan and R. Freeman, "A Stakeholder Theory of Modern Corporation: Kantian Capitalism", In T. Beauchamp and N. Bowie (eds), *Ethical Theory and Business*, 3rd Edition, Prentice-Hall, 1988.

(9) T. L. Fort, *Ethics and Governance: Business as Mediating Institution*, Oxford University Press, 2001, pp. 128-130.

また自然主義者の批判 (naturalist critique) として知られる批判もある。⁽¹⁰⁾ そのような批判を積極的に展開している W. Frederick によれば、現代のビジネス・エシックスの分野には、個々のアプローチによってその重点の置き所が異なっているが、つぎのような (哲学の公式とも称することができる) 公式で示される考え方が支配的である。企業行動倫理はカントの権利論とロールズの正義論そして功利主義の関数である、⁽¹¹⁾ と。

Frederick はステイクホルダー・セオリーもこの公式に則っている、と批判し、つぎのように断じている。「ステイクホルダー・セオリーは、自然主義的要因を欠いているために、ステイクホルダーズは企業経営者によって無視されたりないがしろにされてはならない疑う余地のない権利を有する、と単に主張することに止まってしまっている。それ故に、ステイクホルダー概念は現実には政治的見解の表明に終わっている」、⁽¹²⁾ と。要するに、ステイクホルダー・セオリーは極めて規範論的な考え方であり、現実のビジネス活動からかなり「遊離」したものとなっている、との批判である。これは、別の表現をすれば、ベースとなっている規範は「自然に根ざしたものであるのか」という疑問でもある。⁽¹³⁾ このような自然主義的批判は統合社会契約論にも向けられており、その意味に関しては後の行論にて詳細に触れることにしたい。

またステイクホルダー・セオリーに対して規範的な観点からも「問題点」がしばしば指摘されてきた。そこには明確な倫理的基盤 (foundation) が欠けているのではないのか、という批判がそれである。⁽¹⁴⁾

ステイクホルダー・セオリーの倫理的根拠には、周知のように、「人格の尊敬」というカントの原則が横たわっている。このことはさまざまな表現で述べられているが、例えば、すべての人間は他のものの目的達成の単なる手段として扱われるのではなく、自分自身が目的である存在として尊敬される本源的な権利を有している、ということの意味している。

この原則をビジネスの世界に適用すると、それは、Hasnas の解釈を援用するならば、以下のようなものとなる。ビジネスはステイクホルダーズをビジネスの目的の単なる手段として扱ってはならないのであり、すべてのステイクホルダーは、モラル主体として、意思決定に同意し参加する (あるいは参加しないことを選択する) 権利がある、と。そしてこのことから、すべてのステイクホルダーは、自分たちの利害に関連した企業の将来方向の決定に参加する本源的な権利を有している、ということになるが、すべての決定に関してステイクホルダーズのすべてに相談することは不可能なことであるため、その参加は間接的なものとなる。したがって、経営者は意思決定過程ですべてのステイクホルダーの利害を「代表する」義務がある、という

(10) Fort, *op.cit.*, pp. 131-133.

(11) W. C. Frederick, *Values, Nature, and Culture in the American Corporation*, Oxford University Press, 1995, p. 222.

(12) Frederick, *op.cit.*, p. 247.

(13) Frederick, *op.cit.*, p. 248.

(14) Hasnas, *op.cit.*, 25.

ことになる。言い換えれば、経営者はビジネス・ポリシーを展開するなかですべてのステイクホルダーの利害を平等に考慮し、それらの利害のバランスを最適化するように経営することを義務づけられている。

しかしこのような議論展開が問題を招いているのだ。すなわち、「人格の尊敬」原則からステイクホルダー・セオリーの処方箋へと導く論理にギャップが存在しているのではないかと。ビジネスがすべての人間（この場合は、ステイクホルダーズ）をそれ自身が尊敬に値する存在として扱う倫理的な義務があることは容易に認められるし、更には、このことが、ビジネスに対してステイクホルダーズを自律したモラル的存在として取り扱うことを要求すること、そしてステイクホルダーズがそのようなものとして決定に同意し参加する（あるいは参加しないことを選択する）権利があることも容易に認められるであろう。問題は、Hasnasによれば、このことが意味することは、本人の同意なしにビジネスと強制的に付き合わされるステイクホルダーは誰もいない、ということだけであり、すべてのステイクホルダーはビジネスの意思決定過程で発言する権利を有しているとか、ビジネスは彼らの利益の為に経営されなければならない、ということの意味していないことにある。

別の角度から言い換えてみよう。他人の自律性を尊敬することは約束を守ることを要求する。これは「真理」である。またある人間にその人物が本来ならばしなかったであろうことをだましてさせることはその人を自分の目的達成のための単なる手段として利用していることになる。したがって、「人格の尊敬」原則はビジネスにステイクホルダーズのすべてに正直に接するように要求する。そしてこのことは、ビジネスはステイクホルダーズとの契約を尊重しなければならないことを意味する。しかしながら、このことから、他人の自律性の尊敬することには、その「他の人間」も自分たちの利害に影響を与えるすべての決定に対して発言権を有しているということが含意されている、と論じることは間違いなのである。例えば、企業では、従業員、取引業者、顧客、等々がそれぞれに自律的に企業（経営者）と契約を締結している。これはステイクホルダーズの自律性を犯すものでもないし尊敬の気持ちを欠いて彼らと接しているわけでもない。だがこの場合、経営者が株主との協定を破り他のステイクホルダーズに利益を与えるためだけにビジネス資源を利用するならば、その経営者は株主の自律性に違反していることになる。とすれば、ストックホルダー・セオリーの立場から次のような批判が提起されるであろう。ステイクホルダー・セオリーは「人格の尊敬」原則を内容として含んでいるというよりもむしろ、経営者に株主の承認を得ていない方法で株主のお金を使うように指示する限りにおいて、それは、事実上、「人格の尊敬」原則に違反しているのではないかと。⁽¹⁵⁾

このような「問題」がステイクホルダー・セオリーに内包されていることは当初から自覚されており、より適切な規範的正当化を求めて知的営みが続けられてきた。例えば、Evan & Free-

(15) Hasnas, *op. cit.*, 26.

man 自身も J. Rawls の「無知のヴェール」概念を導入し改めてステイクホルダー・セオリーを展開しているし、Donaldson & Preston は「所有の権利」をステイクホルダー・セオリーのベースに置くことを提案したことがあった。だが、Hasnas の評価によれば、1998年現在、「ステイクホルダー・セオリーの規範論的バージョンが十分に根拠づけられていない」状況が続いている。⁽¹⁶⁾

また、このステイクホルダー・セオリーは統合社会契約論を提唱した Donaldson & Dunfee にとって、2つの点で「欠陥」を有する理論であった。第1は、それが、ビジネス・エシックスを説明する場合に、コミュニティ・レベルのスタンダードを考慮していないことであり、第2に、それが、誰をステイクホルダーと見なすのか、ある特定のステイクホルダーにどの程度のウェイトを置くべきなのか、という問いに答える規範的な基盤を持っていないこと、である。⁽¹⁷⁾ これらの「問題点」は統合社会契約論においてどのように処理されたのであろうか。これに関しては後で触れることになる。

2-3 「コミュニティとしての企業」論への批判

1980年代後半に、利己的な自律的な自由を基礎に置くのではなく「共通の善」をベースとした社会制度の構築を主張する人々が現れた。彼らは、個人の存在は共同体の共通善に規定されたものであると考え、有徳を実践することによって共同体の新たな再構築が可能であると主張するために、コミュニタリアンとして総称されている。このような思想的潮流は、「リパブリック・リバイバル」(republican revival) と形容されることがあるが、通常は「コミュニタリアニズム」として知られている。⁽¹⁸⁾

思想的には、コミュニタリアニズムはリベラリズムに「対立」するものであり、M. Sandel, A. MacIntyre, Ch. Taylor, M. Walzer がそのような論者として知られているが、「最も多作でありスポークスマンとしての役割を果たしている」⁽¹⁹⁾ のが A. Etzioni である。

Etzioni は HP「応答するコミュニタリアン」を開設しそこに「コミュニタリアン綱領——権利と責任」を公開してコミュニタリアニズムの普及に積極的に努めてきた。彼は「多数決を超えた強い民主主義」を提唱している (<http://www.comunitariannetwork.org/platformtext.htm>) が、それとの関連でコミュニタリアニズムの特徴を列挙するとつぎのようなことを指摘できる。⁽²⁰⁾

1) 福祉国家政策 (リベラリズム) と市場主義 (ネオ・リベラリズム, リバタリアニズム) と

(16) Hasnas, *op. cit.*, 29.

(17) Fort, *op. cit.*, p. 130.

(18) Fort, *op. cit.*, pp. 156-157.

(19) Fort, *op. cit.*, p. 156.

(20) 菊池理夫「コミュニタリアニズムの考え方」『季刊 未来経済』2002年, 秋季号, 53ページ。

の中道

- 2) 公的でも私的でもない NPO やボランティア組織としての「第 3 セクター」の重視
- 3) 地方分権（補完性の原理，権限委譲）や政治参加の促進
- 4) 権利とともに義務や責任の強調
- 5) コミュニティの安全，治安対策の強化
- 6) 家族や教育の重視
- 7) 多様性を認めながら価値観を共有する社会。

このコミュニタリアニズムはビジネス・エシックスにも取り入れられた⁽²¹⁾。「コミュニティとしてのビジネス」という概念がそれであり，例えば，R. Solomon は，企業は一種のコミュニティであり，他のコミュニティと同じように，生活のその他の舞台に該当する徳や品性（character）がビジネス内部にも当てはまる，と主張している。ビジネスは人間の制度であり，それ故に諸々の社会活動で実践されている徳はビジネスにおいても尊重されるべきなのである。Solomon が重要視していることは，ビジネスが協働を必要としている，ということであり，その協働の維持には当該コミュニティによって明確に規定された（defined）徳が必要になってくるのである⁽²²⁾。

「コミュニティとしての企業」論に対する批判は，T. Fort の整理によれば，2 点に集約される。第 1 は，コミュニティは「ハイアラーキと圧迫」という問題含みの（troublesome）歴史を抱えてきたのではなかったのか，という批判である⁽²³⁾。そのような批判を展開している代表的な論者として M. Keeley が知られている⁽²⁴⁾。

Keeley によれば，コミュニティの徳はそこでパワーを有する人々の立場に沿ったものであり，そのような徳について語ることはパワーを有する人々がパワーを持ち得ない人々をいかに扱っているかについてなにも語らないことであり，組織内のハイアラーキとアンフェアな状態を覆い隠すことにつながる。更には，コミュニティが抱える問題として，指導者層が，コミュニティ内外の人々の権利を尊重しないこと，パワーを持ち得ない人々がいわゆる目的ではなく手段として取り扱われる傾向にあること，人々の相違を十分に考慮しないこと，が指摘されている。

このような批判に対して，Fort は，パワーを有する人々がコミュニティにおいてパワーを持ち得ない人々を粗末に扱うことがあること，コミュニティが外部の人間を非人間的に扱う傾向があることを認めたとうえで，そのような批判は，我々がコミュニティのなかで常に人間として

(21) Fort, *op. cit.*, p. 161.

(22) Solomon, *Ethics and Excellence*, pp. 145-152. ハートマンの「コモンとしての企業」概念もこの一種である。E. M. Hartman, *Organizational Ethics and The Good Life*, Oxford university Press, 1996.

(23) Fort, *op. cit.*, p. 167.

(24) M. Keeley, "Community. the joyful sound", *Business Ethics Quartetly*, 6-4, 1996,

存在することや我々がコミュニティのなかで形成する習慣を通して自分たちのモラル義務を学んでいくことに対して異議申し立てをする (challenge) ことにはならないのではないのか、と論評している⁽²⁵⁾。

第2の批判は、「コミュニティとしての企業」論は「近視眼的である」「木を見て森を見ていない」(miss the forest for the tree)、というものであり、「コミュニティとしての企業」論では人間にとってためになることが織りこまれているかもしれないが、今日のビジネスにとってより重要なことはより大きなコミュニティを超えた事象と関連しているのではないのか、との批判である⁽²⁶⁾。具体的な例を挙げて言えば、企業という「壁」のなかで問題を処理するならば、環境破壊というような重要な問題について発言することができなくなるのではないのか、と。そのような批判はコミュニティをクローズド・システムとして把握するならば妥当するかもしれないが、コミュニティを重層的に考えるならば的はずれの批判となろう。

3 統合社会契約論の評価

3-1 社会契約論への批判

ビジネス・エシックスで「社会契約論」といえば、現在では、統合社会契約論を意味している。本稿において統合社会契約論に注目したのもその為であるが、その統合社会契約論に対する批判の内容および意味を考える前に社会契約論そのものへの評価を確認する作業も必要であろう。

社会契約論的思想は、契約という概念の起源を古代ギリシアに求めることができるならば、2500年以上の歴史を持っていることになるが⁽²⁷⁾、通常理解に従えば、その起源は「重大な」社会変化が生じた17-18世紀に求められるであろう⁽²⁸⁾。この時代は「社会契約論の黄金時代」であり、古典的契約論者（ホッブス、ロック、ルソーそしてカント）に代表される「自然権思想あるいは自然法思想の全盛であった」⁽²⁹⁾。

そして1970年代以降に、規範論の「復活」と連動して、「社会契約論の第2期黄金時代」⁽³⁰⁾が出現した。J. Rawls の『正義の理論』はその画期となった作品であった。

Rawls は、正義とは何か、という問いに対して、伝統的な社会契約論の思想を継承して「配分上の正義」という正義のあり方を積極的に提示した⁽³¹⁾。

Rawls は「正義の原理」を具体的には2つの原理として公式化している。

(25) Fort, *op. cit.*, pp. 167-168.

(26) Fort, *op. cit.*, p. 169. そのような批判を展開している人物として D. Mayer があげられている。

(27) バウチャー／ケリー編飯島昇蔵他訳『社会契約論の系譜』ナカニシヤ出版, 1999年, 3ページ。

(28) A. R. Andreasen (ed.), *Ethics in Social Marketing*, Georgetown University Press, 2001, p. 137.

(29) 飯島昇蔵『社会契約』東大出版会, 2001年, 7ページ。

(30) 飯島昇蔵, 前掲書, 8ページ。

(31) ローレンズ著矢島欣次監訳『正義論』紀伊国屋書店, 1997年を参照のこと。

- 1) 各人は、他の人々の持つ自由の体系と両立する、最も広範で包括的な基本的自由・平等の権利を有する。
- 2) 社会的そして経済的な不平等は、それらの不平等が、(a)最も恵まれない人々の利益を最大にするように、(b)公平な機会均等という条件のもとで、すべての人々に開放されている職務や地位に結びつくように、配置される。

そして Rawls によれば、第1原理が第2原理に優先し、また第2原理に関しては、(b)が(a)に優先する。これらの原理は、もし我々が我々の社会的対立を解決するために原理を選択する公正な方法を用いることになるならば、我々が、彼によれば、当然に選択することになるであろう、基本的な原理である。

原理1は「平等自由の原理」である。各々の市民の自由は他の人々の侵害から保障されそして他の人々の自由と同じものなければならない、というのがその内容である。そのような基本的な自由とは、投票の権利、言論の自由、個人の財産を所有する自由、専制的な逮捕からの自由、などを意味している。

原理2(a)は「格差原理」である。この原理は生産的社会が現実に不平等を生みだしていることを前提にしたうえで、その社会は病人や障害者などの弱者の状態を改善するための途を歩みださねばならない、と主張するものである。ここには、社会が生産的であればあるほど、その社会は恵まれていない人々により多くの便益を提供することができる、との Rawls の信念がある。原理2(b)は「公正機会均等の原理」である。これは、すべての人は、たとえどのような地位であろうとも、あらゆる地位の資格を取得するために平等な機会を与えられるべきである、ということの意味する。

これらの原理は、Rawls によれば、すべての人間が自己の状態を自覚できないという状況に置かれたならば必ず合意(契約)せざるをえなくなるものである、という意味で、正義の根本原理である。何故なのか。彼は、我々すべての人間が「無知のベール」の向こう側に置かれた状態を想定する。「そこではわれわれは自分が理性的な人間存在であり、善に価する存在であることを知るであろうが、自分が富んでいるのか貧しいのか、あるいは上流階級に属するのか低所得層に属するのか、才能があるのかないのか、健常者であるのか肉体的に精神的に障害があるのか、白人か黒人か他の人種か、男なのか女なのか、そういったことについては何も知らない」。社会においてどのような位置にいるのかを知らない無知な「我々が自分自身に問うべきことは、どのような原理を正義と呼び公正と称するであろうか、という疑問である」。

この場合、Rawls によれば、我々はすべての理性的な人々に受け入れられる配分上の正義の原理に到達しようと努力することになる。その結果生まれる原理(契約される事項)は「すべての人間を尊重する」という内容をもつものであり、すべての人々に理性的に受け入れられるものとなる。上記の2つの原理は、彼によれば、まさにそのようなものとして「普遍的な」原理なのである。これが「公正としての正義」の原理である。

Rawls の配分上の正義の原理は社会のあり方を規定するものであるが、20世紀は同時に国家の正当性よりもむしろ企業（ビジネス）の正当性が問われるようになった時代でもあった。⁽³²⁾ そのような時代背景のなかで「社会契約」的発想は多くの学問のなかに取り込まれていったのである。ビジネス・エシックスへの社会契約論的アプローチもその意味では時代の「産物」といえるであろう。

社会契約論に対する批判として代表的なものは、社会的契約なるものは現実には存在しない、というものであり、古くは D. Hume (1711-1776) から今日まで繰り返し提起されている。⁽³³⁾ そして同じ主旨の批判が、「企業と社会の間には契約が存在しない」という表現で提起されている。そのような批判を展開しているのが J. Kultgen である。⁽³⁴⁾

Kultgen の批判は、ビジネスのための社会契約が存在している、と多くの人々が信じていることは「事実」であろうが、一方で、そのことを証明する実証主義的な証拠がまだ提出されていないことも「事実」である、との現状認識のもとで、展開された、批判である。「ビジネスのための社会契約はフィクションであり事実ではない。それは現実のモノではなく想像上の協定であり、想像上の理想であり、単なる人工物である」と。Kultgen が主張するように、ビジネスのための社会契約がそのようなものであるならば、企業に関する権利・義務を論じることはナンセンスだ、ということになる。これは「存在論的な」批判であり、すべての社会契約論に向けられた批判である。

このような批判に対して、Donaldson は社会契約がある意味では「フィクション」であることを認めている。ただし、Donaldson によれば、逆にそれが故に、契約と思われるもの、多くの人々がそのようなものと観念しているもの、等々を見つけたして形あるものにしていくこと、が重要な仕事になってくるのである。Donaldson が社会契約を「ヒューリスティックな人工物」としてみなしているのはこの為である。Donaldson が Dunfee の「実態に即した規範」に注目しそれを積極的に自己の理論に取り入れていった背景にはそのような繰り返し展開されてきた社会契約批判があったのであり、統合社会契約論はそれらを十分に意識したうえで提起された理論である（と考えるべきであろう）。

（続）

(32) Andreasen(ed.), *op. cit.*, p. 138.

(33) Andreasen(ed.), *op. cit.*, p. 140.

(34) 宮坂純一『ビジネス倫理学の展開』第5章参照。